

明治財政經濟史料集成

第十卷

大内兵衛
土屋喬雄 編

明治
前期
財政經濟史料集成

第十一卷

準備金始末／準備金始末參考書／紙幣整理

始末／明治三十年幣制改革始末概要

明治年間米価調節沿革史

大藏省理財局編

原書房

(兩角製本)

昭和七年三月二十日印刷

昭和七年三月廿五日發行

明治前期財政經濟史料集成 第十一卷

編者 大 內 兵 衛
土 屋 喬 雄

發行者 山 本 三 生
東京市芝區愛宕下町四ノ四〇

印刷者 君 島 潔
東京市小石川區久堅町百八番地

東京市芝區愛宕下町四丁目四十番地

發行所 改 造 社

振替口座東京八四〇二番
電話芝(43)自一一二四番
至一一二四番

大藏省

(農商務省
會計検査院)

編纂

大内兵衛校
土屋喬雄

明治前期
財政經濟史料集成

第十一卷

準備金始末同參考書解題

準備金の制度は、明治二年維新政府が、不用物品賣拂代及び正租雜稅以外の雜收入を集積して、政府發行の紙幣證券並に公債證書を回收する爲の基金に充て、之を「積立金」と稱したるに始まる。そして右の「積立金」は明治五年六月「創設準備金規則」十二ヶ條の設定に依つて「準備金」と改められた。

準備金の制度は、それ以來、明治廿三年特別會計に屬する紙幣交換基金への引繼に到る迄存置された。本書はこの出納の閉鎖に際して、時の藏相松方正義が首相山縣有朋に對してその顛末を報告せる報告書である。而して準備金の制度は、其の間左の如く前後八回に涉つて改正されてゐる。

- | | | | | | |
|---|------------|----------|---|----------|----------|
| 1 | 明治六年十二月二日。 | 2 | 同 | 八年五月十五日。 | |
| 3 | 同 | 年八月八日。 | 4 | 同 | 九年五月五日。 |
| 5 | 同 | 十年七月十一日。 | 6 | 同 | 十一年七月一日。 |
| 7 | 同 | 十四年八月五日。 | 8 | 同 | 年十二月九日。 |

此の間政府が準備金を以て經營した事項は極めて多く、殊に準備金増殖の目的を以て經營した事業は頗る多方面に涉つてゐる。尤も準備金の運用は原則として準備金現則に準據して行はれたのであつたが、時には大政官の允裁を経て常規以外の收支を爲したこともある。本書は、第二章以下第

九章に至る各章において、準備金によつて經營された各種の事業を記述してゐるが、その分類に従へば準備金の運用は左の如くであつた。

一、金銀地金を購入して漸次正貨を蓄積した。

二、公債證書を購入して基金の増殖を計り、併せて國債償還の基金を増加した。

三、日本銀行、横濱正金銀行及日本郵船會社等の株式發行に應じ其の事業を援助した。

四、正貨の交換を行つて其の需要供給の調節を計り、併せて紙幣の價值を維持した。

五、貸金及び預り金をなした。

六、輸出物の荷爲替によつて正貨の獲得を計り、併せて輸出を獎勵した。

七、米穀及昆布を海外へ輸出して正貨の獲得を計り、同時に其の販路を擴張した。

八、政府發行紙幣を銀貨を以て兌換した。

「準備金始末參考書」は「準備金始末」の記載事項に關する參考原書を集蒐整理したものである。

即ち原書類を「準備金始末」各章毎に區分し、目錄書各目の下に「準備金始末」所載の丁數を附記して閱覽の便を計つてゐる。其他「準備金始末」の計算書の内譯を明瞭ならしむるために必要な書類をも載せてゐる。

紙幣整理始末解題

明治政府が政權を握つた時、その政治に必要な經費の財源を有しなかつたことは、多くの他の革命政府と異ならなかつた。そこで政府は大政官札、民部省札、大藏省兌換證券、開拓使兌換證券、改造紙幣、新紙幣を發行して辛うじてその財政を賄つたのであるが、此等の政府紙幣は發行の初期五年間に於ては、いづれもその價格下落して、通用また圓滑なるを得なかつた。政府はあらゆる方略をつくして紙幣の信用回復に努め、その努力効を奏してか此の後六年より十年に至るまでは、價格は回復し、その流通更に梗塞するところなかつた。此の間藩札の整理、贋造紙幣の處分等も完了し、かくして西南戰爭前に於ては吾が幣制はともかくも安定したかに見えたのである。然るに明治十年西南戰爭勃發するや、政府は戰費として政府紙幣二千七百萬圓を發行し、第十五銀行より銀行紙幣千五百萬圓の借入をなすに及んで幣制は全く混亂に陥つた。怖るべきインフレーション時代がこゝに始まつた。紙幣下落は明治十一年初に至り、漸やく顯著になり、十一年三月銀貨一圓に對し十錢の下落を示し、年末十二月に於ては既に二十一錢の差を示すに至つた。十二年末には三十三錢の下落、十三年年末には六十五錢、十四年四月に於ては終に七十九錢にまで落ちこんでしまつた。そして、紙幣價格のかゝる暴落が、いかに諸物價の騰貴、輸入超過、正貨流出、投機の盛行を惹起し、地主及び利貸資本家の暴利に對して都會中小商人階級、公債株券所有者(特に從來の武士階級)

及び労働者の貧困を齎したかは吾々の容易に想像し得るところであり、また本書の記録するところである。一般に不換紙幣の増發は封建制度から脱け出たばかりの社會にとつて避くべからざる現象のやうに見えるが、吾が國に於ては、明治十年西南戰爭を一轉機としてかゝる状態が與へられた。西南戰爭の鎮定は言はゞこの經濟的混亂を代價として購ひ得られたものであつた。あだかもこのとき、明治十四年十月松方正義大藏卿に就任した。彼は課せられた問題たる不換紙幣の整理は、當時の日本が自らを資本主義的に純化するために必然通過せねばならなかつた一の脱皮運動であつたのであり、この意味に於てそれは正しく當時の吾が社會の客觀的、歴史的要求であつた。そして吾が松方大藏卿はそれの敢然たる實行者であつた。

然しながら不換紙幣の整理を何等の摩擦なしに遂行することは當時の状態に於てもとより不可能なことであつた。否却て、激烈な經濟的犠牲とそれと共に又激しき政治的抵抗——それは十五年に始まつた紙幣整理の進行が當時の民權運動にいかん作用して行つたかの問題である——の下にのみ、それはなされたかに見える。紙幣價格は明治十五年より漸次回復した。即ち、十五年末銀貨に對し既に三十九錢に回復し、十六年末には十一錢、十七年末には六錢にまで回復し、十八年五月に於ては銀貨との差は僅かに一錢五厘となつた。

それと共に又、全國を通じて地所、家屋を初め物價は下落し、金利は低下し、農工商業共に不振の状況に陥り、銀行其他諸會社及農工業者の破産する者頗ぶる多く、労働者は職なきを訴ふるに至つた。就中、農民の窮乏が全過程の基礎を成すものであつたことは人の知る如くである。しかし、そ

れもこれも、「我國に一大中央銀行より發行する所の兌換制度を起す」ためには正に必要であつたのである。要するに、資本制度の整備が、常にまた到る處、かゝる犠牲を以て裏付けられることは經濟の理法であり、この點、日本の特殊性が問題にならないことを本書は教へるのである。

明治十五年六月日本銀行設立され、十七年五月兌換銀行券條例が制定された。翌年五月日本銀行初めて兌換銀行券を發行し、政府紙幣の兌換は明治十九年一月を以て開始せられた。かくして吾國民經濟は、その必要の基礎を確立した。そしてこの基礎の上に明治二十年—二十二年その最初の繁榮を有つた。

本書は松方正義が大藏卿として、明治十四年乃至十八年に成し遂げた右紙幣整理顛末の正確にして詳細なる報告書であり、明治二十三年總理大臣山縣有朋に提出したものである。

明治卅年幣制改革始末概要解題

「明治卅年幣制改革始末概要」は、明治卅年法律第十六號貨幣法の制定の顛末に關しその當局者、時の大藏大臣伯爵松方正義が、内閣總理大臣侯爵山縣有朋に對して、明治卅二年五月その顛末を報告せる報告書である。この貨幣法の實施は將來の事實上の銀本位を一變して金本位制を確立したものである。それは實に日本の幣制史上最大の出來事であつたのみではなく、これによつて資本主義の新日本を世界經濟の舞臺におし立てたものとして世界史的な一大紀念塔である。

しかもこの報告書は、たゞに、明治卅年の貨幣法制定と其後の政府の諸活動との顛末を述べてゐるのみでなく、更に明治維新以來の貨幣に關する諸問題とそれに對する政府の對策との歴史、即ち明治卅年における金本位制の確立が、如何に必然として當局者に迫り來れるかの經緯をも併せて説明してゐる。この意味においてこの書は、我國幣制上の重要な一轉期に立つて編まれた維新以來明治卅年迄の貨幣の歴史であり、貨幣政策の歴史である。そして各節末尾の諸統計はこの歴史を語るものとして貴重な資料を提供してゐる。

この書巻頭の、松方正義が山縣有朋に宛てた一文は、この書の内容全般を最も要領よく縮約してゐる。又この書の構造については、詳細な目録によつて、一目して理解し得よう。

こゝには、この書の内容の一般を示すため、この書の目録に隨つて貨幣法制定に到るまでの順序

を記しそれに數言の説明を附加して置かう。

第一章 明治維新以降本邦貨幣制度の沿革。

第一節 新貨條例の制定及金單位制より金銀複本位に移りしこと。

幕末の紊亂した貨幣制度を引繼いだ維新政府は、明治四年五月の新貨條例によつて金單位制の基礎を置いた。だが、當時の經濟的狀勢は、現實の金單位制の確立を妨げて、金銀複本位制の採用を余儀なからしめたのである。即ち、當時墨銀が外國貿易に使用されてゐたので、「貿易一圓銀」を鑄造して各開港場の通商を便ならしめてゐたが、「正貨殊に金貨は不換紙幣發行の爲め海外に流出し去るの勢を馴致せるにより、當時大藏卿大隈重信は我國が獨り東洋銀貨國の間に介在して金貨單位制を維持するの甚だ困難にして寧ろ金銀複本位制を行ふの容易にして便利なるに如かざることを建議」し、明治十年五月第十二號布告を以て「貿易一圓銀」の内國通用を許可することとなり、かくして金單位制から金銀複本位制に移行したのである。

第二節 不換紙幣の發行及其増發に至りしこと。

「大政維新の當初兵馬倥傯の際國用多端を極め而かも歲入未だ舉らず國帑空乏して貨財給せず、是に於て政府は已むことを得ず紙幣を發行して一時の急を救ふに決し、明治元年閏四月十九日金札發行の布告を以て紙幣を發行して以來、引續き各種の紙幣を發行し來つた。廢藩置縣斷行に伴つて各藩の紙幣は政府の負擔に歸し、更に明治十年西南の亂によつて戰費の必要を生じ、政府の發行せ

不換紙幣は遂に巨額に達して了つたのである。

第三節 紙幣整理及び實際銀本位制となりしこと。

不換紙幣濫發の結果は、貨幣價值の下落となり、物價騰貴、輸入超過、正貨流出、農民の奢侈、投機の流行となり、「類波は滔々底止する所を知らず、明治三十四年に至り一國の經濟界は殆ど危急の形勢に推移する」に到つたので、政府はこの不換紙幣の「測る可らざる害毒」を除くべく、その整理に着手したが容易に成功し得なかつた。而して、明治十五年三月大藏卿に任せられた松方正義はその對策の一として、中央銀行設立に關する建議を政府に提出した。この一文は當時に於ける困難を極めた財政上、經濟上の狀態に關する代表的經世家の解釋の結晶であり、同時に資本制生産方法建設の爲の熱意の精華である。

政府は此の建議を採用し明治十五年六月第三十二號布告によつて日本銀行條例を公布した。かくして日本銀行は前年十月十日を以て創立せられ、紙幣兌換の準備として、兌換銀行券を發行せしむべく明治十七年五月兌換銀行券條例を公布した。同條例第一條は、銀行券は銀貨を以つて兌換すべき旨を規定にしてゐる。日本銀行の發行するこの銀行券によつて政府紙幣は交換されることとなり、その整理は益々進捗したが、貨幣制度は、銀兌換により、事實上の銀本位制となつたのである。

第四節 準備金と紙幣整理。

政府は準備金を運用して海外輸出爲替の途を開き、輸出を獎勵して正貨の吸収に努め、以つて紙

幣整理を資けたのである。

第二章 貨幣制度改正の必要となりし事情。

第一節 銀貨の下落及海外諸國の幣制改革。

銀貨の變動と下落によつて、事實上銀本位制たりし我國の爲替相場は常に變動常なく、經濟界に多大の不便と不利益とを齎したが、海外諸國も亦その影響を蒙つたので、幣制を改革して金本位制を確立するもの相次いだ。

第二節 銀貨下落の爲我邦の幣制を改正する必要起りしこと及貨幣制度調査會の調査。

かくして、貨幣價位と爲替相場との安定の爲、我國の幣制を改革すべき必要起り、明治廿六年十月右の調査會の設立となつたのである。調査會は明治廿九年の調査了をり、幣制改革と金本位制の採用との必要を決議した。

第三章 償金の領收と金準備。

然るに、金本位制の採用には巨額の金準備を必要とするので、政府もその著手に躊躇してゐたのであるが、偶々二十七八年戰役の結果清國より多額の償金を領收することゝなつたので、この償金を以て金準備に充てる方針をとり、清國と協議して、初め庫平銀を以つて受授すべき約束の償金を英貨を以つて領收することゝした。かくして金本位制採用に必要な金準備は整つたのである。

第四章 貨物法の制定。

かくして、明治卅年貨幣法を帝國議會に提出し貴衆兩院の協賛を経て、同年十月一日を以て「金

單本位制」の實施を見ることゝなつた。大藏大臣松方正義が閣議に提出した幣制改革の議、並びに衆議院に於ける該法案提出理由説明演説の速記録が本節に收録されてゐる。後者は金本位制への改革に對して續出した群疑、紛々たりし議論と、之に對して爲された卓越せる松方の應答に關する絶好の資料である。

第五章 貨幣法實施に關する諸法令。

第六章 償金の内を以て回収し一圓銀貨の引換基に充てたる順序。

第七章 新貨幣の鑄造。

第八章 將來金準備供給の見込。

本章においては當時の本邦、朝鮮、清國の金產出額を述べて、金の將來の供給に對する豫想を與へてゐる。

第九章 一圓銀貨の引揚。

本章に於いては一圓銀貨引揚の爲の諸準備と、僅々十ヶ月の短期間に總額四千六百餘萬圓の一圓銀貨を引揚げ得たる狀況について説明してゐる。

第十章 引揚一圓銀貨の處分。

第十一章 幣制改革に於ける國庫金の運轉。

第十二章 幣制改革の我經濟財政に及ぼしたる効果。

第十三章 臺灣の幣制

本章は、領臺以來の臺灣の幣制と引揚一圓銀貨の臺灣に於ける利用とについて説明せるものである。

明治年間米價調節沿革史解題

本書は大正八年十二月大藏省理財局によつて出版されたものである。先之、大正四年大隈内閣當時米價激落した際、米價調節策として正米買入實行の爲め、大藏省理財局に米價調節掛が設けられたが、本書は當時其掛に在勤中の殖田事務官に依つて起稿された。然るに同氏は稿未だ成らざるに門司税關に轉任を命ぜられたが、轉任先に於ても其調査を繼續してゐた。其後大正七年米價暴騰して米價調節論再燃するに及び、理財局は同氏に調査の速成を命じ、稿成るに及んで大正八年十二月出版さるゝに至つたのである。尙附録參考書は同局で大正八年十一月に印刷したものである。

政府の米價調節施設は、明治の四十五年間を通じて種々行はれたのであるが、本書は記述範圍を明治元年乃至二十二年に限る。蓋し政府の諸種の米價調節策が最も廣汎にまた活潑に行はれたのは此の時期であり、反之二十四年以降明治後半期はむしろ米價放任時代であつたから。

而して、此の時期（明治元年乃至二十三年）に於ける政府の米價調節策の特徴は、それが經濟上純粹に物價調節の目的を有したのみでなく、寧ろ政府の財政々策と密接不離の關係を有つてゐた點に求め得られる。就中、地租改正事業との關係が最も密接であつた。

周知の如く地租改正は明治政府最大の事業であり、その完成には維新以降約二十年の歳月を要した。地租改正の要綱の一は地租米納を廢止して金納にしたことであつたが、この米納廢止に依つ

て従前政府の負擔せし米穀を貨幣と交換するの勞費と危險とは、悉く移つて農民の負擔に歸するに至つた。交通は未だひらけず、農民は未だ貨幣經濟にしまざる當時にあつて、米穀の金錢化が農民にとつていかに多くの勞苦を要し、商人達のために詐偽と投機とのいかに絶好の條件をつくつたかは問ふを要しないことである。これ米價を騰貴せしめることに依つて、農民の困苦を輕減することが當時の政府の任務たりし第一の理由である。第二に、地租改正當初明治十年頃までは全國的な農民一揆が頻發した。それは政府にとつて大なる脅威であつたこと、云ふまでもない。米價を調節してこの脅威を輕減することは、政府にとつてより以上緊急な任務であつたであらう。最後に、當時地租を歲入の唯一の財源としてゐた政府にとつて、米價騰貴による農民地租負擔能力の増大は確かに望ましきことであつた。かくして、政府の米價調節——騰貴政策が地租改正事業と形影相伴はざるを得なかつたのは決して偶然ではなかつたのである。たとひ、米價調節政策がかゝる意味に於て地租改正事業と相伴つたのは、明治元年乃至明治二十三年間の總てを通じてはなかつたとしても。

以上はもとより、明治前期に於ける政府の米價調節策が、地租改正事業といかに密接な關係を有つてゐたかの一端を本書の總論によつて、示したに過ぎない。その詳細は、本書が此の時期を次の六期に分ちて説明するところである。第一期明治元年乃至明治三年、第二期明治四年乃至明治六年、第三期明治七年及明治八年、第四期明治九年及明治十年、第五期明治十一年乃至明治十五年、第六期明治十六年乃至明治二十二年。而して本書はこれ等の各期につき、それぞれ第一に米價の概況を述べ、第二に米價に關する諸施設を詳述してゐる。